このコーナーでは、区役所に対して寄せられたご意見やお問合せ等についてご紹介します。

1．ご意見いただきました「市民の声」

区政・市政に関するご意見・ご要望等を、インターネットのほか、電話、投書、来訪、ご意見箱などによりお受けしております。

みなさまから淀川区役所へ寄せられたご意見には、路上喫煙に関し、喫煙スペースに対するご意見・ご要望が複数ございましたのでご紹介します。

（増設・設置を希望するご意見）

・歩きたばこの多さに驚いています。取締りの強化や喫煙スペースの増設をお願いします。

・喫煙所を設けるなどして、歩きたばこを禁止してもらいたい。

（撤去を希望するご意見）

・道路に喫煙スペースがあり、毎日多くの人がたばこを吸っていて臭くて困っている。子どももいるので十三は通りたくない。誰が設置したのかは知らないが、十三の町をきれいにするために早く撤去してください。

（対応について）

路上喫煙については、路上への喫煙具設置、ポイ捨て・環境汚染、受動喫煙を含む健康被害など、様々な問題につながります。寄せられたご意見の内容・ご要望により、担当所管が異なりますが、速やかに関係各局へ伝達し対応に努めています。

（淀川区役所の取り組み）

淀川区役所では毎月一度、路上喫煙のマナーアップ・キャンペーンとして、淀川通と十三駅周辺で吸殻などの清掃活動やたばこマナー向上啓発を行っています。

また、十三駅西側商店街周辺は「たばこ市民マナー向上エリア」に指定されているため、地域団体が中心となってボランティアで啓発活動等を行っており、区役所及び環境局も参加しています。

他にも、商店街にご協力いただき、商店街の掲示板にたばこ啓発ポスターを掲示するなどの取り組みを行っています。

（4 ページに活動状況を掲載）

市民の喫煙モラルの向上、マナー定着に向けた取組みを、引き続き推進してまいります。貴重なご意見をありがとうございました。

２．空家に関する相談窓口

平成 27 年 5 月 26 日に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」（いわゆる空家法）に基づき、大阪市では「大阪市特定空家等に対する措置等に関する方針」を策定し、平成 28 年 4 月から各区役所に空家相談の窓口を設置しています。

設置から 1 年が経過し、現在の淀川区役所での相談状況や進捗状況について報告いたします。

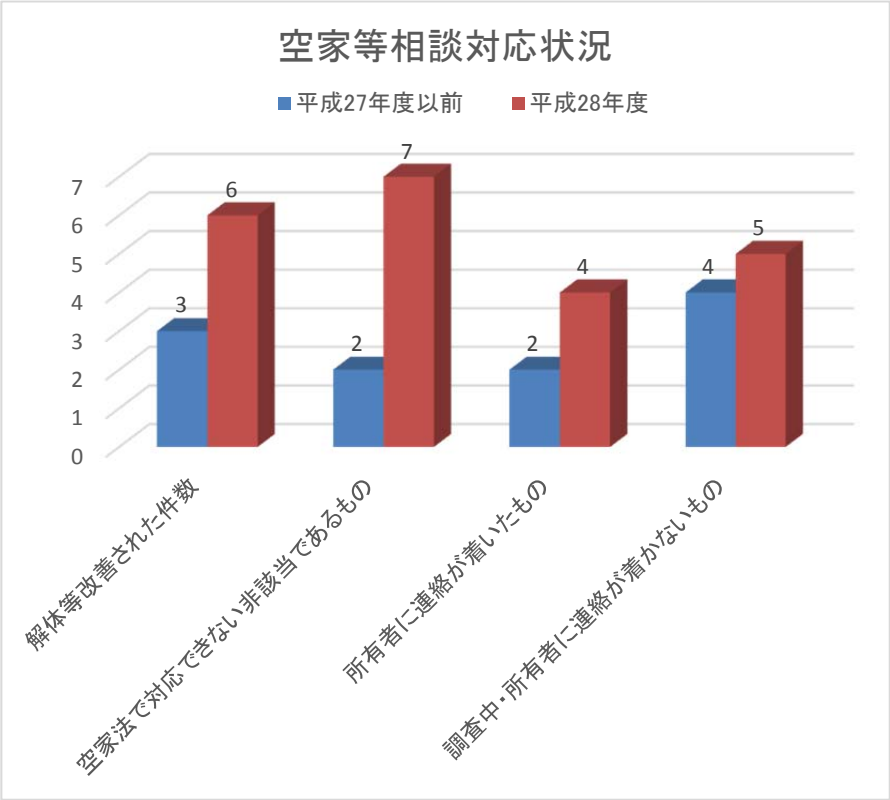

相談窓口ご案内

淀川区役所政策企画課

5 階　51 番窓口

電話：06-6308-9683

近隣の空家、所有の空家のご相談お受けいたします。

HP 淀川区 空家 検索

		平成 27 年度以前	平成 28 年度	合計
空家等通報件数		11	22	33
内訳	解体等改善された件数	3	6	9
	空家法で対応できない非該当であるもの	2	7	9
	所有者に連絡が着いたもの	2	4	6
	調査中・所有者に連絡が着かないもの	4	5	9

※平成 27 年度以前は都市計画局から引き継ぎを行った老朽危険家屋の件数となります。

平成 29 年度につきましては 6 月 20 日現在 12 件の空家等の相談があります。

随時、所有者調査を行い、判明後速やかに通知文書を発送、現状確認、注意、助言、指導等粘り強く対応してまいります。

また、空家の所有者等からの相談もお受けしており、税や相続、その他の相談先のご案内を行っております。